

# 平成29年度法人本部事業計画

## 1 法人の基本理念

「キリストの愛と光によって導かれた子どもの尊厳と幸福を目指します」

私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。そして、子どもたちが自分らしく幸せに生きていくことができるように、いつでもどんな時でも子どもたちを支えていきたいと願っています。

## 2 法人の基本方針

社会福祉法人ふじの園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援します。

## 3 法人を取り巻く環境

### (1) 社会福祉法の改正と実施

改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日からスタートします。福祉サービスの供給のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人が、効率的・効果的な経営を実践し利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが改正の目的です。

具体的な法改正の中身は、①経営組織のガバナンスの強化 ②事業経営の透明化の向上 ③財務規律の強化 ④地域における公益的な取組みを実施する責務等が挙げられ、国民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する法人のあり方を徹底することが求められています。

各施設に目を向ければ、一関藤保育園については、園舎が築 30 年を経過したことから改築に向けた具体的な取組みが必要となってきました。また待機児童の増加に伴う保育園の量や質の問題に関連した認定子ども園への対応等も検討していかなければなりません。

一関藤の園については、被虐待児童の増加等に伴い入所率が 90%を超えている状況にあり、家庭的養護推進計画の達成に向けて今後の施設運営や地域小規模児童養護施設の開設など、待ったなしの対応が求められています。

一方で、福祉人材の確保が厳しい状況にあり、魅力のある職場のための職員の処遇改善やワーク・ライフ・バランスなどを考慮したトータルの人材確保や人材育成等が求められています。

### (2) 殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会の法人・施設からの撤退

一関藤保育園及び一関藤の園の開設以来、長きに渡り法人・施設の大きな支えであり、私たちの精神的な支柱でもあった殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会のシスターが法人・施設を去ることになりました。シスター方は、両施設の開設から転身的に子ども達と関わり昼夜を問わず働き、カトリックの精神を私たちに身をもって示して下さいました。カトリックの精神を基盤に運営している法人・施設として、シスターが去った後も私たちは、その精神を受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐという大きな役割と使命を担っていかなければなりません。

## 4 法人運営

### (1) カトリック精神の継承

カトリックの精神を基盤に運営している法人・施設として、その精神を理解することが職員にとって大変重要なことだと認識しています。祈ることの大切さやカトリックの典礼、行事などを受け継いでいきます。そのためにも法人として職員研修を開催しカトリックの精神の理解に努めていきます。

### (2) 改正社会福祉法の対応

平成 29 年 4 月 1 日から改正社会福祉法が実施されることに思内、遺漏のないように以下のことを進めていきます。

#### ① 経営組織のあり方の見直し（ガバナンスの強化）

理事・理事長に対する牽制機能や財務会計に係るチェック体制の整備を図ることから、平成 29 年度から議決機関として評議員会を必置することになりました。平成 28 年度に定款変更・認可を経て評議員選任・解任委員会を開催し評議員の人選を行いました。平成 29 年 6 月に定時評議員会を開催する予定であり、今後、組織体制とガバナンスの強化を進めていきます。その他、法改正に伴い事務的な処理についても遺漏のないように進めていきます。

#### ② 事業経営の透明性の向上

財務諸表の公表等について法律上明記されたことから、これまで公開していた事業報告書や決算書類のほか、定款や現況報告書、役員報酬規程等が加えられました。また、閲覧を請求できる人を利用者等に限定せず、誰でも請求できるように改められたことから適切かつ積極的に情報公開を進めていきます。

#### ③ 財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理の確保、いわゆる内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資を図ることから福祉サービス再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化するとともに再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡大に係る計画の作成が義務付けられることからその準備を進めます。

#### ④ 地域における公益的な取組みを実施する責務

社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求められていることから法人・施設が一体となって公益的な取組みを推進します。具体的には、「あんしんサポート事業」への積極的な参加や福祉避難所としての機能の充実を進めていきます。

## 5 職員教育と法人・施設間の連携

### (1) 職員教育の充実

子どもの保育・養育に携わる法人役員をはじめ全職員が、子どもの人格と人権を尊重し子どもの最善の利益を最優先とした養育・支援を目指します。また、子どもの権利擁護について法人全体で法令遵守と倫理意識の高揚を目的とした研修会を開催します。また、法人事務員の交代により、法人事務員の業務が円滑に遂行できるよう職員研修の充実を図るとともにOJTを意識的に進めます。

## (2) 法人本部と各施設の連携

法人本部と各施設の連絡会を定期的を開催し情報の共有に努めます。一関藤保育園については、4月から出納員が代わることから会計処理や事務等についても適宜協力し遺漏のないようにしていきます。

## 6 平成 29 年度法人関係年間予定

月	理事会	評議員会	監査・出納調査	指導監査	庶務
4					
5	・ 定時理事会① ・ 役員を選任②		決算監査 3 月分出納調査		
6		評議員会①			・ 現況報告書提出 ・ 資産総額変更登記 ・ HP 変更
7					・ 業務連絡会①
8			6 月分出納調査	一関藤保育園 (県)	
9				一関藤の園 (県)	・ 業務連絡会②
10			9 月出納調査		
11					・ 業務連絡会③
12	補正予算他③				
1				法人	
2			12 月出納調査		・ 業務連絡会④
3	事業計画他④				

※毎月 熊谷会計事務所による会計監査を実施

# 平成29年度一関藤の園事業計画

## 計画の策定にあたって

- 社会福祉法人ふじの園基本理念及び一関藤の園基本理念

### (1) 社会福祉法人ふじの園基本理念

『キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します』

私たちの法人・施設は、キリスト教のカトリックの精神を拠りどころに運営されています。私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。子どもたちを温かく包み込み、子ども自身が持っている能力を最大限に発揮して、自分らしく生きていくことができるように支えていくことを基本理念としています。

### (2) 一関藤の園基本理念・養護方針・養護目標

#### • 基本理念『祈りと感謝の心』

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします。

#### • 養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します。

- (1) 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- (2) 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- (3) 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- (4) 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- (5) 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- (6) 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

#### • 養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成  
(素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)
- (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成  
(素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)
- (3) 『お願いします』と言える子どもの育成  
(良好な人間関係を築くことができる子ども)

## 1 計画策定の背景・目的

平成 29 年度事業計画は、当施設の置かれている状況や国の動向、利用者や地域の福祉ニーズを的確に捉え、第 3 次中長期事業計画（計画期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）及び家庭的養護推進計画（計画期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 41 年 3 月 31 日）で定めた目標の達成に向けて施設の方向性や重点的に取り組む内容を明示するものです。

計画の作成にあたっては、実施水準を表す指標や数値を具体的に示して取り組んでいくことにします。

## 2 家庭的養護推進計画

家庭的養護推進計画は、施設の小規模化と地域分散化を進め、平成 41 年度までに本体施設養護：グループホーム養護：家庭養護の割合を概ね 2.5 : 1.5 : 1 とするものです。

施設計画では、平成 41 年度までに本体施設養護定員を 24 人、地域小規模児童養護施設定員を 18 人とする計画です。第 I 期計画では、本体施設養護定員を 45 人から 36 人に減員し地域小規模児童養護施設を 1 か所増設して既設と合せて 2 か所 12 人とし定員を 48 人とする計画です。

○家庭的養護推進計画における各期末の社会的養護の供給量

期	期 間	区分		本体施設養護	グループホーム養護	家庭養護	合計
第 I 期	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	措置・委託 児童見込み数	県	245 人 (60.9%)	75 人 (18.7%)	82 人 (20.4%)	402 人 (100.0%)
			施設	36 人 (75.0%)	12 人 (25.0%)	-	48 人 (100.0%)
第 II 期	平成 32 年度 ～ 平成 36 年度	措置・委託 児童見込み数	県	217 人 (56.4%)	82 人 (21.3%)	86 人 (22.3%)	385 人 (100.0%)
			施設	30 人 (71.4%)	12 人 (28.6%)	-	42 人 (100.0%)
第 III 期	平成 37 年度 ～ 平成 41 年度	措置・委託 児童見込み数	県	179 人 (47.1%)	112 人 (29.5%)	89 人 (23.4%)	380 人 (100.0%)
			施設	24 人 (57.1%)	18 人 (42.9%)	-	42 人 (100.0%)

## 3 一関市地域福祉計画との整合性

一関市では、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を期間とする「一関市地域福祉計画」を策定しました。この計画には、市民、福祉事業者、社会福祉協議会、行政それぞれが役割を担うことになっており、福祉事業者には福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに対応し良質かつ適切な福祉サービスの提供が求められています。

具体的には、ボランティアの受入や体験学習の場の提供、地域の生活課題の早期発見、早期解決への協力、社会資源（サービス）の開発と提供、相談窓口の設置、福祉避難所の設置などの協力が求められています。

## 4 計画の期間

計画期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

## 1 平成28年度事業計画の総括

## 1- (1) 施設運営総括

平成28年度の施設運営については、「職員・利用者・地域の満足度を高める施設づくり」を方針に掲げました。重点施策6項目を掲げるとともに第三者評価共通評価基準充足率を76.3%から80.0%に引き上げることを目標としました。評価結果は、80.7%という結果となり目標を達成することができました。特に評価の高い点として「養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組み」、「子どもからの相談や意見の積極的な把握と組織的な対応」が挙げられ、改善が求められる点としては、「職員の就業状況の改善に向けた仕組みの構築」、「子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施」が挙げられました。

また、施設運営重点項目の自己評価はA1/6、B4/6、C1/6という結果でした。今後とも適正な人員体制の整備を図り、より質の高い施設運営を目指していきます。

## 1- (2) 施設運営重点項目の自己評価

No.	重点項目	評価	取組み状況や課題等
①	「見える化」による業務改善	B	事業計画の達成や業務改善に向けた取組みについて、職員の意識はまだまだ弱いように思われます。ユニット化になりユニットの運営と施設全体の運営について、職員の意思疎通を図っていく必要があります。
②	第三者評価の継続的な受審	A	平成28年度についても受審し共通評価基準充足率80.7%、内容評価基準充足率77.2%という結果でした。昨年度に比べて共通評価で4.4%、内容評価で13.0%改善することができました。更にサービスの質を高める体制や仕組みを工夫する取り組みが求められています。
③	家庭的養護推進計画の着実な実施	C	家庭的養護推進計画第1期（平成31年度まで）について、小規模児童養護施設を1か所増やす計画ですが、平成28年度は特に進展はありませんでした。また、マリアホームについて、賃借物件が老朽化していることから転居も検討課題となっています。
④	事故防止と安全対策の確立	B	平成28年度に防災委員会の目的を改め、あらゆるリスクに対する対策を講じるリスクマネジメント委員会に組織を改めました。不審者対応や風水害の災害対策など、未整備な部分もあり今後の課題として挙げられます。
⑤	地域交流の促進と地域貢献活動の実施	B	地域との交流については、例年通りの取組みを実施しました。施設が有する機能を地域に還元する取組みや地域の福祉ニーズにもとづく公益的な活動については、弱い部分であり今後の課題として挙げられます。
⑥	コスト管理と業務の効率化	B	平成28年度は、職員体制が整わず業務の効率化や業務改善の仕組み、業務の均等化には至りませんでした。今後、経営改善の基礎となる適正な人員配置の確保を図りながら業務の効率化に繋げていきます。

A・・・十分取り組めた

B・・・ほぼ取り組めた

C・・・取り組みが不十分だった

## 1 - (3) 養育関係総括

ユニット体制による養育が4年目に入りました。平成28年度は、「利用者の満足度を高める養育・支援の仕組みづくり」を方針に掲げ、第三者評価内容評価基準充足率を前年の64.2%から70.0%に上げることを目標に掲げるとともに6項目を重点目標に据えました。平成28年度の第三者評価結果は、充足率が77.2%という結果となり前年度に比べて13.0%改善することができました。特に評価の高い点として「子ども一人ひとりに対する組織的な支援体制の構築」が挙げられ、改善が求められる点として、「家庭支援専門相談員の役割の明確化と退所後の継続的な支援」が挙げられました。また、重点項目の自己評価では、A3/6、B3/6という評価となり、ユニットと施設全体の運営に関わる業務の役割分担や報告・連絡・相談体制の強化がより一層求められています。

## 1 - (4) 養育関係重点項目の自己評価

No.	重点項目	評価	取組み状況や課題等
①	子ども本位の養育・支援の実践	A	子ども一人ひとりに対する支援体制の構築について、第三者評価では特に高い評価を頂きました。専門職や学習支援チーム、給食職員による食事支援、また「要望ノート」の活用など、子どもからの相談や意見の積極的に把握し、子ども本位の養育・支援の実践が図られています。
②	権利擁護の推進	B	子どもの権利ノートの読み合わせ等を実施しましたが、より深く子ども自身の生き立ちや家族の状況を適切に知らせることや年齢に応じて、権利と義務・責任の関係について分かりやすい資料を用意して説明していくことが求められています。
③	アセスメントと自立支援計画の有効活用	A	アセスメントの見直しを実施し、より効果的な支援ができるように自立支援計画の作成から周知、実施状況等一連の支援が連動するようにしました。また、ホーム会議等で自立支援計画の見直しや評価を適宜行い職員間で情報を共有しながら、より実効性のある支援に繋がっています。
④	学習・進学支援・進路指導等の充実	A	学習指導員による学習が定着し学力の向上に繋がっています。今年度から中学生を対象とした学習会もはじまり、全体的に学習に対する意欲が高まり学力の向上が見られます。利用者アンケートからも学習に対する理解や意欲が高まり自信へと繋がっています。
⑤	専門職員との連携とスーパービジョンの確立	B	8月に心理療法担当職員を採用することができ、心理療法を実施し効果を上げています。また看護師による子どもの健康管理も徹底しています。スーパービジョンについては、園長や各主任等が実施していますが、組織的な取組みが求められています。
⑥	里親や家族への支援	B	家庭支援専門相談員を専任化できず、各担当者が家族等との窓口となっており、十分な支援体制を構築することができませんでした。来年度に向け、家庭支援専門相談員を専任化し親子関係再構築のための支援方針やプログラムを明確化するなど施設全体としての計画的な取組みを行なっていくことが求められています。

## 1－(5) 労務・人材・育成重点項目の自己評価

No.	重点項目	評価	取組み状況や課題等
①	職員の人材確保	B	平成28年度は職員を計画通りに採用することができませんでした。平成29年度の採用に向けて大学を訪問するなど学卒7名とパート職員1名を採用することができました。
②	総合的な人事管理の仕組みづくり	B	施設が求める人材像を見直し職員に周知しました。人材の確保・教育・定着が今後大きな課題であることから、平成29年度については、個人研修シートや業務管理シートによる適正な人事管理と教育に努めます。
③	メンタルヘルスケアの推進	B	職員個々のメンタルヘルスについては十分な取組みはできませんでした。今後は、職員が一人で抱え込まないような相談体制の構築を進めていきます。
④	働きやすい職場づくりの推進	B	職員の意向の把握に努めました但し十分とは言えません。適正な職員配置を進め若手職員や中堅職員の意向も反映した職場環境の整備を図ることが求められています。

## 1－(6) 機能強化重点項目の自己評価

No.	重点項目	評価	取組み状況や課題等
①	地域や関係機関とのネットワークの構築	A	一関市の要対協や実務者会議の参加、各児童相談所や小学校との定期的な連絡会の開催など、子どもの支援について具体的な話し合いを行いました。
②	福祉避難所としての体制と機能強化	B	昨年7月に一関市と福祉避難所としての協定書を取り交わしました。今後、実際の災害を想定した具体的なマニュアル等を一関市と連携し進めていきます。
③	あんしんサポート事業の参加	B	昨年、2名の職員があんしんサポート相談員の研修を受けて、相談事業を始めました。今後とも県・市社協と連携しながら地域の福祉ニーズに応じていきます。また、市内に在住の卒園生についても必要に応じてサポートしていきます。
④	災害派遣福祉チームへの参加	C	昨年は台風10号の被害が本県でありましたが、具体的な活動はできませんでした。現在は、チーム員1名ですが複数の職員が研修を受けチーム員となり災害時に要請があれば派遣できるような体制を構築していきます。
⑤	ボランティアや実習生の積極的な受入	A	学習や行事のボランティアなど、年間を通じて様々な形でのボランティアを受入れました。また、実習生については社会福祉士を目指す学生を受入れました。気持ち良くボランティアや実習をするために丁寧な対応を心掛けました。



## 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念 ～創立の精神に立ち返り、子どもの最善の利益を追求する～

#### 2 計画の解説

創立時から長きに渡り、施設と一体となって藤の園を支えてこられた殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会のシスターが藤の園を去ることになりました。歴代施設長は、シスターが務め、藤の園の理念である「祈りと感謝の心」を体現されてこられました。平成 29 年度からシスター以外の職員が施設長を務めることになり、カトリックの精神をどのように理解し継承していくのか、大きな課題として挙げられます。藤の園の創立者エゴロップ神父様、初代園長ラインガルディスがどのような思いで藤の園を立ち上げ、どのように子どもたちに関わったのか、紐解いてみる必要があります。そして、転換期を迎えた藤の園がより子どもたちのため、地域のために役に立つような施設となるために、職員の力を結集し高め合うことが大切であり、その根底となるものは、個々の職員が持っている「子どもの最善の利益」を追求する強固な意志だと思います。

#### 3 計画の基本目標

##### (1) 施設運営管理関係 ～職員・利用者・地域の満足度を高める施設づくり～

職員個々人が意見を出し合い、その改善のプロセスや成果を共有することで、まず職員の満足が図られ、更なる改善効果の追求が進みます。その結果として利用者や地域への満足の向上が実現できます。このサイクルが機能するような施設づくりを推進します。

具体的には、報告・連絡・相談の体制を再構築するとともに計画性を重視した P D C A の管理サイクルを機能させていきます。

##### (2) 養育関係 ～利用者の満足度を高める養育・支援の仕組みづくり～

利用者が主体的に生活することによって自己肯定感、自立が促進されます。利用者の権利擁護と意見表明権を尊重し主体的に生活できる養育・支援の仕組みづくりを推進します。

直接処遇職員や専門職員との連携による利用者一人ひとりに応じた養育・自立支援の充実を図ります。

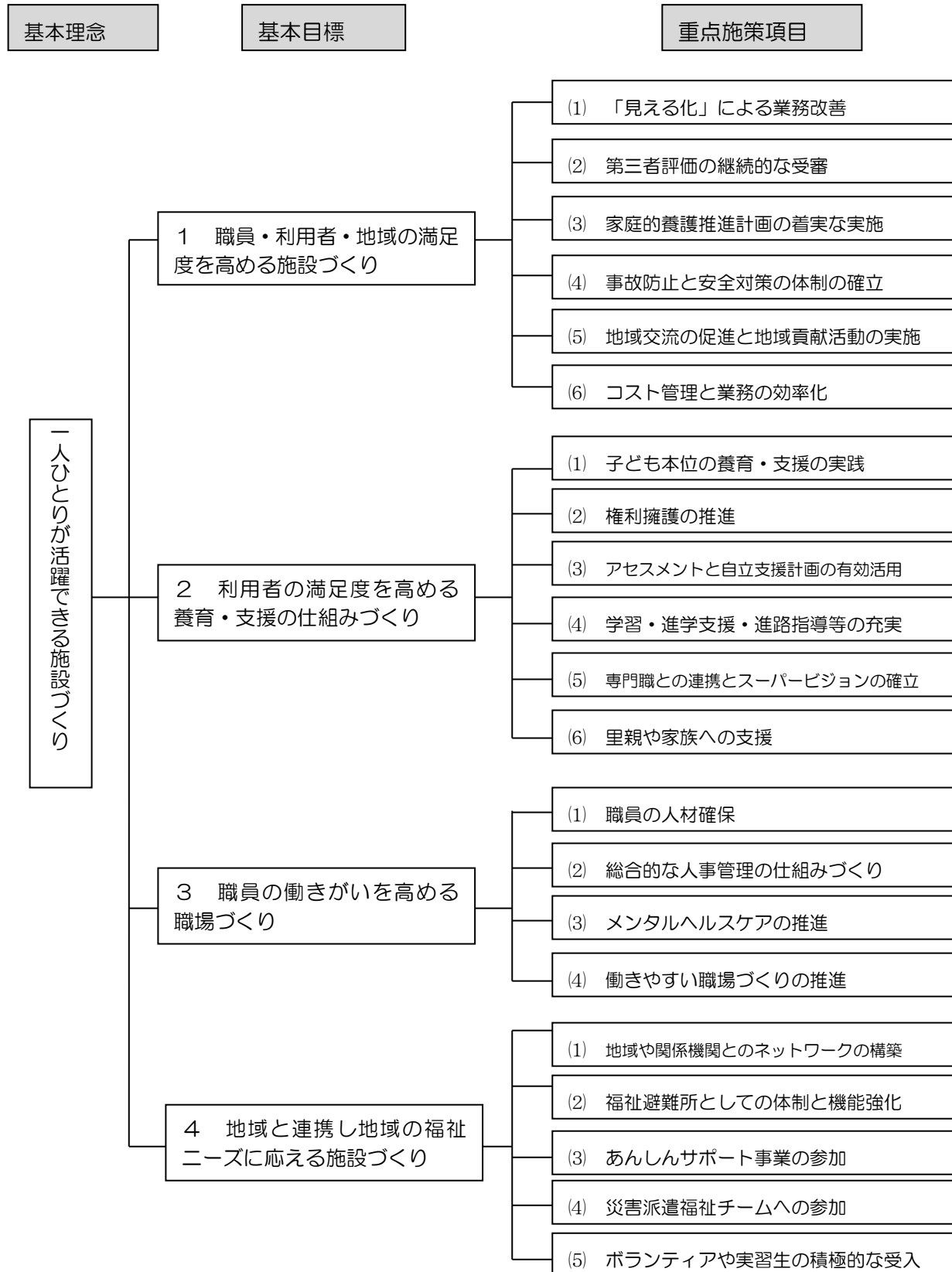
##### (3) 人事・労務・研修関係 ～職員の働きがいを高める職場づくり～

職員は子どもの人生に大きな影響を与える存在です。職員が生き生きと働くことができる職場づくりを推進します。平成 29 年度は、大きく体制が変わることや 8 名の新職員が入職することから新体制を円滑に機能させることや新職員のフォローと教育に主眼を置いて更に働きやすい職場の構築を目指します。

##### (4) 機能強化 ～地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり～

施設機能を強化し地域や関係機関との連携・協働しながら、支援を必要とする人が適切かつ確実に支援を受けられる施設づくりを推進します。関係機関との連携をより深めるとともにネットワークの再構築を図ります。

4 事業計画の施策の体系



## 施策の展開

### 1 施設運営管理関係 ～職員・利用者・地域の満足度を高める施設づくり～

	重点施策項目	施策の展開
①	新組織体制による円滑な業務の移行	組織体制が変わることから職務分担を明確化し業務が円滑に進むようにします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい組織体制による業務の明確化と円滑な移行</li> <li>・報告・連絡・相談の徹底による情報の共有化と協働</li> <li>・計画性を重視した業務の励行</li> </ul>
②	サービスの向上に向けた取り組み	第三者評価で得られた課題の改善を図り、サービスの質の向上に繋がっていきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価の着眼点を意識した業務の励行</li> <li>・評価結果の抽出による改善に向けた解決策と実施</li> <li>・サービス向上委員会及び全体会の計画的な開催</li> </ul>
③	家庭的養護推進計画の着実な実施	平成 30 年度を目標に地域小規模児童養護施設 1 か所の設置を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・借家確保のための取り組みの強化</li> <li>・職員の確保と対象児童の検討</li> </ul>
④	事故防止と安全対策の確立	リスクマネジメント委員会を中心に安心・安全対策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連マニュアルの作成や見直しと職員への周知</li> <li>・職員に対する安全確保・事故防止に関する研修会の実施</li> <li>・ヒヤリ・ハットの件数増による安全対策等の強化</li> <li>・水害等も含めた避難訓練の効果的な実施</li> </ul>
⑤	地域交流の促進と地域貢献活動の実施	子どものより良い養育・支援のためには地域社会との連携が不可欠であることを認識し、より地域交流を促進していきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員等に対しての施設行事等への積極的な参加の呼び掛け</li> <li>・福祉避難所としての機能の充実とあんしんサポート事業への参加</li> <li>・見学者やボランティアの積極的な受入</li> </ul>
⑥	コスト管理と業務の効率化	分かりやすい資料を提示し「ムダ」、「ムラ」、「ムリ」を意識して業務の効率化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい資料の作成</li> <li>・人事・労務・財務等についての定期的な報告</li> <li>・ホーム予算を含めた予算の適正な執行と管理</li> <li>・年次事業計画や中長期事業計画の評価や見直しの実施</li> </ul>
⑦	ネットワークの再構築	施設長が交代したことや業務分担が変わったことから関係機関とのネットワークの再構築を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教会等との適切な関係の維持</li> <li>・ボランティア団体をはじめとした支援者との関係の維持</li> <li>・児童相談所や行政及び学校等との関係の維持</li> <li>・家庭支援専門相談員の業務の明確化</li> </ul>

2 養育関係 ～利用者の満足度を高める養育・支援の仕組みづくり～

	重点施策項目	施策の展開
①	子ども本位の養育・支援の実践	<p>子どもの満足度を高める仕組みを整備するとともに子どもが意見等を述べやすい体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの話し合いの場の確保や各種委員会等への子どもの参加</li> <li>・苦情解決の仕組みや相談機関の周知</li> <li>・利用者アンケートの結果のフィードバック</li> <li>・自治会による自主行事等の支援</li> <li>・子どもの声を反映したホーム運営やホーム行事の推進</li> </ul>
②	権利擁護の推進	<p>子どもの権利擁護について被措置児童等虐待マニュアルやプライバシー保護に関するマニュアル等の見直しを行ない職員へ徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被措置児童等虐待マニュアルやプライバシー保護に関するマニュアル等の見直しと職員への周知・徹底</li> <li>・権利擁護や不適切な関わり等についての研修会の実施</li> <li>・体系的な権利擁護プログラムの作成と実施</li> </ul>
③	アセスメントと自立支援計画の有効活用	<p>アセスメントや自立支援計画の策定方法等を見直したことから職員への周知徹底を図り、有効に日々の養育・支援に反映される仕組みを整備します。併せて、自立に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントシートと自立支援計画票作成手順の見直し</li> <li>・ケース会議やユニット職員会議の検討</li> <li>・ユニット日誌や月間総括の適切な記載や記録の統一化</li> </ul>
④	学習・進学支援・進路指導等の充実	<p>学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を実施するとともに進学・進路支援についても力を入れていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生、中学生の学習の充実</li> <li>・自活訓練の充実、アルバイトや職場体験の奨励</li> <li>・資格取得やアルバイトの奨励</li> <li>・高校卒業後の進学支援のための経済的支援</li> </ul>
⑤	専門職員とユニット職員の連携とスーパービジョンの確立	<p>直接処遇職員と専門職員あるいは外部の専門家による連携を深め、より良い養育・支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導的職員や管理職による定期的スーパービジョンの実施</li> <li>・外部の専門家による定期的なスーパービジョンの実施（年4回）</li> <li>・小グループによるケース検討会の実施</li> <li>・各関係機関との定期的な連絡会の開催</li> </ul>
⑥	家族への支援	<p>家庭支援専門相談員による家族への支援を推進します。家庭復帰に向けて家庭支援専門相談員が中心的な役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職員の業務の明確化とホーム担当職員との連携の強化</li> <li>・自立支援計画の具体的助言と支援</li> <li>・施設行事や学校行事への積極的な呼び掛け</li> <li>・家庭訪問等による家庭状況の把握と相談機能の強化</li> <li>・家庭支援専門相談員を中心としたアフターケアの充実</li> </ul>

3 人事・労務・研修関係 ～職員の働きがいを高める職場づくり～

	重点施策項目	施策の展開
①	職員の人材確保	<p>年度別人員計画を達成するために年度毎の人材確保活動計画を作成して人材の確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間のタイムスケジュールによる人材確保</li> <li>・実習経験者の施設行事への招待やボランティア依頼</li> <li>・各職員による出身学校の訪問</li> <li>・ホームページのタイムリーな更新による施設の紹介</li> <li>・福祉人材バンクやハローワークの活用</li> <li>・定年後の再雇用や中途採用、非常勤から常勤へ積極的に途用</li> <li>・就職説明会等への参加</li> </ul>
②	総合的な人事管理の仕組みづくり	<p>施設の求める人材像を整理して採用、育成、処遇、評価の仕組みを構築していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設の求める人材像」について会議や園内研修で職員への周知</li> <li>・新任職員に対してのOJTの充実と研修・教育担当者の配置</li> <li>・業務管理シートによる業務の進捗状況の把握</li> <li>・給与規程をはじめとした職員処遇改善</li> <li>・研修計画の評価や見直しの実施</li> <li>・人事考課制度の仕組みの構築のための研修会の参加</li> <li>・資格取得等助成金交付規程の活用による資格取得の助成の推進</li> </ul>
③	メンタルヘルスケアの推進	<p>職員の心と健康を守り、職員がいきいきと働ける職場づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理療法士や看護師による心の健康問題に関する相談体制の充実</li> <li>・毎年1回以上、メンタル教育を実施</li> <li>・就業状況の管理と均衡の取れた勤務予定</li> <li>・健康情報の保護と利用可能な社会資源の情報提供</li> <li>・労働衛生推進者の養成研修の参加</li> </ul>
④	働きやすい職場づくりの推進	<p>人材を確保し施設の魅力を高める取り組みや働きながら子どもを産み育てることのできる職場づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員面談や職員アンケートによる職員の意向の把握</li> <li>・法人全体による働きやすい職場づくりの推進</li> <li>・業務内容の見直しによる均等の取れた業務分担</li> <li>・ライフスタイルにあった業務の推進</li> <li>・有給休暇取得率の向上</li> <li>・育児・介護休暇制度の周知や利用の促進</li> <li>・福利厚生の見直し</li> <li>・次世代育成支援対策基本法による行動計画の作成の検討</li> <li>・職員間の交流促進</li> </ul>

## 4 施設機能強化 ～地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり～

	重点施策項目	施策の展開
①	地域や関係機関とのネットワークの構築	<p>家庭的養護推進計画との整合性を図りながら地域や関係機関との連携をより深め、地域の生活課題の早期発見、早期解決を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区長や民生児童委員との連携</li> <li>・児童相談所や学校との連携（定期的な連絡会等の開催）</li> <li>・一関市や近隣市町との要対協の参加</li> <li>・一関カトリック教会との連携</li> </ul>
②	地域の福祉向上のための取組み	<p>地域の福祉ニーズを把握し地域課題の解決に向けて職員の専門性を生かした研修会や説明会、相談活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員等と定期的な会議の開催</li> <li>・専門職等による相談活動</li> <li>・地域住民を対象とした研修会の実施</li> <li>・里親との交流会や里親との協議会の開催</li> </ul>
③	福祉避難所としての体制と機能強化	<p>一関市や消防署と連携して福祉避難所の指定に向けて体制を整備するとともに地域住民への周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所としての役割や体制を整備</li> <li>・福祉避難所として必要な備品等の整備</li> <li>・一関市や消防署との情報交換</li> <li>・地域住民と連携した防災訓練の実施</li> </ul>
④	あんしんサポート事業の参加	<p>平成 28 年度から岩手県社会福祉協議会が中心となって進めている貧困者対策の「あんしんサポート事業」に参加し地域の福祉ニーズに応じていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんサポート関連の研修会への参加</li> <li>・岩手県社会福祉協議会及び一関市社会福祉協議会との連携</li> <li>・地域の加入施設との協力体制の構築</li> </ul>
⑤	災害派遣福祉チームへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣福祉チームへ職員 1 名が登録して活動しています。今後複数の職員の登録を目指し「いざ」という時に有効に活動できるようにします。</li> <li>・男子職員 1 名の追加登録</li> <li>・研修会や訓練への積極的な参加</li> <li>・行政や関係機関との連携強化</li> </ul>
⑥	ボランティアや実習生の積極的な受入	<p>ボランティア活動に関する情報を提供するとともに実習生を積極的に受入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供を行い積極的なボランティアの受入</li> <li>・施設行事へのボランティアの依頼</li> <li>・4 年生大学生の実習受入</li> <li>・福祉人材を担う大学生への講演等の実施</li> </ul>

施設整備関係

施設整備関係

(単位：円)

No.	月	工 事・設備・修繕・備品等	金 額	科 目
1	5月	<b>職員駐車場整備（借地）整地工事及び外灯工事</b> （職員駐車場が狭隘なため小野寺氏と土地の賃貸借契約を結び駐車場として利用するための整備費用）	2,000,000	構築物
2	5月	<b>園庭整備及び遊具設置工事</b> （寄附者の意向もあり園庭を整備し大型遊具を設置するための費用）	6,000,000	構築物
3	5月	<b>深井戸用水中ポンプ交換工事</b> （地下水を汲み上げるポンプについて、水質による劣化に伴う交換工事を実施する費用）	400,000	消耗品費
4	5月	<b>ヨゼフ寮2階クロス張替工事他</b> （ヨゼフ寮2階の1室とトイレ等の改修費用）	1,000,000	修繕費
5	5月	<b>医務室と静養室の壁撤去工事</b> （静養室の環境改善を図るため医務室と接する内壁を撤去する費用）	1,000,000	修繕費
6	5月	<b>園舎建具等修繕工事</b> （園舎のドア等の不具合の修繕工事）	500,000	修繕費
7	6月	<b>ゴミステーションの更新</b> （ゴミステーションの劣化による更新）	1,000,000	建 物
8	6月	<b>アントニーホーム前の車道の補修工事</b> （アントニーホーム前の車道の劣化に伴う補修工事）	1,000,000	修繕費
計			12,900,000	

科目別合計	建 物	1,000,000 円	
	構築物	8,000,000 円	
	修繕費	3,500,000 円	
	消耗品費	400,000 円	合計 12,900,000 円

# 平成29年度一関藤保育園事業計画

## 一関藤保育園基本理念

『常に神に感謝の心で相互愛に生きる』

### 保育方針

「保育所保育指針」に基づき、「質の高い養護・教育の機能」、「保護者に対する支援」、「保育士の専門性の向上」を目指します。

平成29年度は97名のスタートになる見込みです。そのうち、0歳児が8名となり市からの運営費収入も増加する見込みであることから、長年取り入れているモンテッソーリ教育の現場での充実、食の安全等、良質の保育が提供できるよう職員体制の充実を図ります。また、カトリック施設として保育の役割と実践も深めていきます。

### 運営方針

児童福祉法に基づき、幼児の保育を行います。また、保護者の気持ちに寄り添い、家庭と連携を蜜にして子どもの最善の利益を守り心身ともに健やかに育てます。

日常の保育では

1. 子どもの健康状態に常時気を配りながら戸外でのびのびと遊ばせ、自然に親しめる環境を多く与えるように配慮します。
2. 自由な遊びは、教材の設定に気を配り、興味を持って集中できる環境を作ります。
3. 異年齢との交流を大切にし、大きい子、小さい子、強い子、弱い子、障害のある子も共に生活することにより、思いやりのある優しい心を育てるように配慮します。
4. 家庭と園が一体となって保育園が楽しい安定した場所となるために、保護者と密接な連携をとり、ニーズを的確に把握し、責任ある態度をもって保育にあたります。

### 保育目標

個々の可能性を見極めながら

明るく元気で困難、失敗を恐れず、意欲的に最後まで取り組む力

思いやり、感謝の心、奉仕の心

自ら考えて、行動し奉仕を惜しまない力



## ●● 年間保育計画 ●●

月	保 育 の ね ら い
4	進級の喜びをもつ。新しい生活環境に慣れ、喜んで登園する。 友達と一緒に戸外で身体を動かして遊び、健康に過ごす。
5	元気に先生、友達に挨拶ができる。散歩や戸外遊びなどを通して草花、虫に触れ、春の自然に興味をもつ。集団生活の決まりを知り、元気に遊ぶ。
6	花や野菜の成長に気付き興味をもつ。いろいろな動物に興味を持ち、表現して遊ぶ。 戸外活動を楽しみ、丈夫な身体をつくる。
7	いろいろな夏の遊びを楽しむ。遊びのルールを知り、友達と仲良く遊ぶ。 身近な虫、植物の成長を観察する。
8	夏の遊びを十分に楽しむ。 郷土の行事に参加し生活体験をする。
9	運動会をみんなで楽しむ。必要な決まりを知り、協力しようとする気持ちを持つ。 身近な秋の自然の変化を知る。
10	木の実、木の葉の変化に気付き、自然の変化を知る。戸外で元気に運動したり、遊んだり、友達と行動する楽しさを知る。
11	自然の変化について興味を持ち、落ち葉などを利用して楽しむ。 働く人々について知り、身近な人への感謝の気持ちを持つ。
12	クリスマスを待つ心を育てる。クリスマスをみんなでお祝いする。 冬の自然や社会事象に関心を持つ。
1	お正月遊びを通して日本の伝統を知り、文字や数にも興味を持つ。 冬の自然事象に気づいたり触れたりして楽しむ。
2	冬の自然に興味や関心を持ち雪や氷に触れて遊ぶ。 風邪の予防のためうがい、手洗いをする。
3	春の訪れを身近なものから気付いていく。 入学、進級することへの期待と自覚を持つ。

## ●● 特別保育事業 ●●

	事 業 内 容
1	延長保育事業
2	特別支援児保育事業（音楽療法、かるがも教室カンファレンス、育児相談等）
3	地域活動事業（老人ホーム訪問、世代間交流体験）
4	キャリア教育事業（中学生の社会体験学習の受入れ）

## ●● 年齢別保育計画 ●●

年齢	保育のねらい
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での生活を大切にしながら、保護者と連携を図り心身ともに快適な状況の中で安定した生活の流れをつくる。</li> <li>・安心できる保育者との関係の中で、食事、排泄などの活動を通して自分でしようとする気持ちの芽生えを大切に育てる。</li> <li>・気候や体調に気をつけ、戸外遊びや散歩などで自然に触れることを楽しむ。</li> <li>・自分の思いを表現しながら、友だちと関わっていく楽しさを知る。</li> </ul>
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の生活リズムを大切にし、要求を満たし保護者に親しみ安心して過ごす。</li> <li>・身の回りのことに興味を持ち、自分でやってみようとする。</li> <li>・色々な遊びを通して十分に身体を動かすことを楽しむ。</li> <li>・保育者や友だちと言葉の簡単なやり取りを楽しむ。</li> <li>・ごっこ遊びや見立て遊びをし、友だちと関わりながら遊ぶことを喜ぶ。</li> <li>・戸外遊びや散歩を楽しみ、身近な自然に親しむ。</li> </ul>
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境や保育者に慣れ安心して過ごす。</li> <li>・保育者と一緒に食事や排泄、着脱などの簡単な身の回りのことをしようとする。</li> <li>・保育者や友だちと簡単なイメージを共有して楽しむ。</li> <li>・簡単なルールのある遊びを保育者や友だちと一緒にこなす喜びを感じる。</li> <li>・戸外に出かけ、自然に触れたり、季節の変化を感じたりする。</li> <li>・自分の思いを簡単な言葉で伝えようとする。</li> </ul>
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園での生活の分かり、保護者に見守られながら身の回りのことを自分でしようとする。</li> <li>・さまざまな活動に興味を持ち、友だちと関わって遊ぶ楽しさを実感する。</li> <li>・友だちと一緒に遊ぶ中で、約束や決まりがあることを知る。</li> <li>・基本的な生活習慣が身につく、自分で行動できるようになる。</li> <li>・経験したこと、感じたこと、想像したことなどを様々な方法で表現することを楽しむ。</li> <li>・異年齢児の友だちと一緒に遊びながら関わりを広げていく。</li> </ul>
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活や遊びの中でのルールが分かり、それを守れるようにする。</li> <li>・苦手なことにも挑戦したり、様々な活動を通し自信や達成感を味わう。</li> <li>・行事など共通の目的を持って活動することで、友だちとのつながりを深める。</li> <li>・身近な自然と十分にふれあい、興味を持ったり遊びに取り入れたりして楽しむ。</li> <li>・自分で考えたことや経験したことを保育者や友だちに話し、伝え合うことを楽しむ。</li> <li>・友だちとのつながりを広げ、集団生活の中でも自分の力を発揮できるようにする。</li> </ul>
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最年長になったことを自覚し、基本的な生活習慣やルールを再確認しながら様々な活動に意欲的に取り組む。</li> <li>・自分の力を十分に発揮して、遊びや行事に取り組み達成感を味わう。</li> <li>・みんなでひとつの目標に向かって取り組みながら仲間意識を深める。</li> <li>・見通しを持って生活し、自己を十分に発揮して自信を持って活動できるようにする。</li> <li>・挨拶の心地よさの大切さを知り、自分から進んで行なう。</li> </ul>

## ●● 保護者への子育て支援 ●●

1. 仕事を持ちながら子育てをする母親を保育士は理解し、子どもの現状や発達について話し合います。保護者の信頼関係を深めるよう努力するとともに保護者が子どもの現状をよく理解するよう支援します。
2. 園からの情報提供は、「園のたより」、「クラスだより」、「給食だより」、「献立表」等、連絡ノートや諸連絡の掲示により行います。
3. 各行事後のアンケートの実施により意見を聞くようにします。

## ●● 保護者への情報提供等 ●●

- ・ 一関藤保育園 重要事項説明書（運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）
- ・ 園便り、クラス便り、給食便り、保健便り、献立表を配布
- ・ 乳児の授乳、離乳、離乳食、アレルギー除去食などに関して保育士、栄養士との面談
- ・ 給食の展示（普通食、離乳食、おやつ）
- ・ P T A総会において年間保育事業についての報告
- ・ 保育参観、給食試食会ほか保護者参加の行事の開催
- ・ 園で取り入れているモンテッソーリ教育についての園便り
- ・ 諸連絡を掲示板で周知、行事スナップ写真など展示
- ・ ホームページ開設によりインターネットからの情報提供
- ・ 連絡ノートを通して情報の共有
- ・ 個人面談による相互理解
- ・ 各行事後のアンケートの実施
- ・ 送迎時の口頭連絡による信頼感や親近感の醸成
- ・ 保護者からの園の担任への要望に関する対応